

移管先募集要項の審議が始まります。 保護者の声を選定部会へ！

先日、本年度第1回目の京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会「市営保育所移管先選定部会（以下、選定部会）」が**6月28日（金）に開催される**予定であることが通知されました（場所・時間は未定）。

京都市はこれまで、2014（平成26）年に策定した『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針〔改定版〕』を聚楽保育所の民間移管の根拠にしてきました。しかし、今回京都市が示しているのは、じゅらく児童館もセットで運営する法人を募集するなど、『基本方針』の内容とは大きく異なるプランです。

当然、民間移管の根拠について改めて説明が求められる上、選定部会についても、委員の構成や審査基準が従来とは異なるものになるはずで。

しかし、これらについて事前に子どもや保護者への説明が一切なされないまま、一方的に選定部会の開催が通知されたことは非常に残念です（第1回選定部会後の7月8日に、「募集要項案」についての説明会は開催される予定です）。

この選定部会では移管先の審査・選定に先立って、移管先法人を募集するための要項が審議されます。この「募集要項」には、**移管に際して法人等が守るべき条件や審査基準などが盛り込まれるため、ここに保護者の意見や考え方を反映させる**よう働きかけることが大切です。

選定部会は誰でも傍聴することができます（事前に申し込みば一時保育も利用できます）。選定部会が「形ばかりの審査」や「安易な選定」をおこなうことがないよう、当事者である保護者がしっかりと見守っていきたいと思います。



たくさんの保護者が傍聴して、関心の高さをアピールしましょう。皆さん、ぜひ傍聴にお集まりください！

崇仁保育所の移管先法人 保護者への誓約を拒絶？！

聚楽保育所よりひと足早く、昨年末に移管先が決まった下京区の崇仁保育所。既報の通り、移管先の法人は保育所運営経験が2年未満（選定時）、保育士さんの平均経験年数が5年と、市営保育所の保育を引き継ぐ上で非常に不安が大きいことから、移管対象世帯の約9割がこの法人への移管を承認せず、撤退を求めています。

今年度になって、崇仁保育所の保護者会（育成会）が「保育の質の維持」や「保育に関する重要な変更が生じる場合は育成会の了解を得る」といった内容の誓約書の提出を法人に求めたところ、法人側はこれを拒絶し、京都市も同席する説明会の場において、上記の内容を含まない誓約書案を示してきたとのことです。

この内容への誓約を拒絶するということは、法人として「保育の質」を維持したり、保護者会の了解を得たりすることは出来ない、あるいは必要は無いと考えており、京都市もその考えを追認しているということかもしれません…。

緊急企画

**市営保育所の民営化で、
じゅらく保育所はどうなるの？！**
～みんなで知りたい、考えたい、民間移管～

日時：6/14（金）夜7時～

場所：じゅらく保育所（ホール）

お話：藤井 豊さん

（弁護士、保育を考える弁護士
全国ネットワーク共同代表）

ロタウイルスの流行で延期になっていた企画です。

民間移管のこと、一緒に考えてみませんか？ お気軽にご参加ください！

皆さんからのご質問やご意見、移管への不安の声なども募集中です！

以前にもお伝えした通り（『たけうま』Vol.16、2019.4.15）、保護者は移管先の選定に加わることはできず、どんな法人が移管先に選ばれるのか最後まで分かりません。また、選ばれた法人が移管後にどんな保育を行うのか、そこでどんな問題が生じる可能性があるのか、「フタを開けてみないと分からない」のが実情です。

民間移管対策委員会ではこうしたリスクをあらかじめ軽減するため、市内の法人に向けて保護者の立場や考えを表明するなど、様々な活動をおこなってきました。しかし、その狙いや意図をお伝えする機会が無かったため、「何をしているのか分からない」といった声をいただくこともあります。

そこで、今号の『たけうま』では、民間移管の問題点や、民間移管対策委員会の最近の活動について、皆さんからよく寄せられるご質問を通して説明していきたいと思います。

【Q.1】 そもそも公立（市営）保育所と民間保育園は何が違うのですか？

A. 保育や保育所について規定している「児童福祉法」という法律では、保育を必要とする人には市町村が保育を提供しなければならないと定められています（第24条）。そのため、自治体が公立の保育所を運営するのが本来の形ですが、それだけでは保育のニーズをカバーしきれないため、民間の社会福祉法人等に委託費（保育所運営費）を出して保育所を運営してもらう場合があります。それが民間保育園（認可保育所）です。

・京都市はもともと民間園の割合が高かったのですが（おおむね民9：公1）、いま、民間移管（民営化）が進んだことで、公立（市営）保育所はさらに減少しています。

【Q.2】 市営保育所の民営化（民間移管）は何のためにおこなうのですか？

京都市は民営化（民間移管）はコストカットのためだと説明しています。市が直接保育所を運営するよりも、民間に移管（民営化）して委託費（保育所運営費）を出す方が市にとっては「安上がり」になります。子どもたちのためを考えたものではないというのは残念ですね。

A. 委託費の方が「安上がり」になる主たる理由として、人件費の安さが挙げられます。民間園の方が保育士さんの処遇が不十分だったり、在職期間が短かったりするため、人件費が抑えられる傾向があります。コストカットのために民間移管を進めるということは、保育士さんの人件費を抑えた「安上がり」な保育を推奨することにもなります。

【Q.3】 移管先が見つからない場合、保育所が閉鎖されてしまうことはありますか？

A. ありません。京都市はコストカットの一方で、聚楽保育所のニーズを認めるからこそ、閉鎖ではなく民間移管を進めています。これは弁護士さんや保育制度・保育政策の専門家等にも確認しています。移管先が見つからず、民間移管を断念した北区の船岡乳児保育所は、今も市営保育所として存続しています（現・京都市楽只保育所船岡分園）。

【Q.4】 聚楽保育所の移管先にふさわしい法人は応募してくれそうですか？

一概にどの法人がふさわしいというのは難しいですが、これまでに市営保育所の移管先となったある法人では、移管は子どもや保育士さんへの負担が大きいため、今後は受けるつもりはないという話をしているそうです。

A. 昨今の保育士不足のなかでは、保育の質や保育士さんの処遇を守ることを大事にする法人ほど、今運営している自前の保育園や保育士さんを大切にすることを考えるため、新しい園の運営にまで手を上げるのは難しいと判断するようです。そのため、残念ながら、丁寧な保育を実践する法人ほど応募しにくい状況になりつつあります。

【Q.5】 どのような法人が応募してくる可能性がありそうですか？

一般的にいて、法人が運営する園を増やせば、保育する子どもの数が増えるので、それだけ委託費（保育所運営費）も増えることになります。

この委託費は必ずしも保育（人件費・管理費・事業費）のためだけに使わなくても良いので（例えば、費用を積み立てたり、同じ法人内で他の施設の運営費に回したり、経営者が多額の報酬を得たりすることも可能です）、経営的な面だけを考えれば、民間移管を受けることは、法人が手っ取り早く収入を増やす良い機会になります。

しかし、丁寧な保育を実現するためには、保育士さんの働き方にも余裕が必要ですし、そのためには人件費もかかります（本来は、保育所運営費のうち 7～8 割を人件費に充てる必要があると言われています）。法人が収入を増やすことと、丁寧な保育を実現することを両立させるのは非常に難しいことがわかります。

【Q.4】で説明したように、良い保育をめざす法人ほど応募しにくい状況では、経営的な利益を優先する法人の方が率先して手を挙げることになります。その場合、保育の質が維持されず、しわ寄せが子どもたちに及ぶことが心配されます。

A.

【Q.6】 市内の民間園や法人に向けて保護者からお手紙を送る狙いは何ですか？

移管先の選定が開始されると、保護者はその過程や結果には関与できないため、どのような法人が選ばれ、どのような保育をおこなうのか、最後までわかりません。

A.、そこで今年 4 月、市内で保育園・認定こども園を運営する全法人に対し、あらかじめ保護者目線で移管に対する不安や要望を伝えて、保育の内容や質を保証するよう確約を求めるとともに、移管先への応募を慎重に検討するよう呼び掛けるお手紙を送ることにしました。

これに対し、1 法人から「応募を前向きに検討したい」との回答をいただきましたが、その後、京都市に対しては計 4 法人が応募を予定・検討している旨を伝えていることが明らかになりました。つまり、少なくとも 3 法人は、京都市にのみ移管の意向を伝え、保護者の不安や要望には応えないという判断をされたことになります。

仮にそうした法人が移管先に選定された場合、私たちのパートナーとして、信頼関係を作りながら、子どもたちのためにより良い保育を実現できるとは考えにくいことから、5 月には、これらの法人への抗議を表明するとともに、改めて私たちの不安や要望、条件を伝えるお手紙をお送りしました。

【Q.7】 手紙によって法人や市と法的なトラブルに発展することはありませんか？

ありません。お手紙は事前に弁護士さんにもチェックしていただいており、一切問題が無いことを確認したうえで送付しています。

A.

【Q.8】 必ずしも移管に反対ではないという意見もありますか？

A.、もちろん、子どもや保護者と向き合い、より良い保育を実現できる法人であれば、協力して新しい保育所をめざすことができます。しかし、移管によって今の保育が保障されない可能性があり、そのしわ寄せが子どもたちに及ぶとすれば、それを受け入れることはできないと思います。民間移管への賛否に関わらず、子どもと保護者に負担や影響が生じないようにしたいということは共通理解ではないでしょうか。

公立保育所の役割のひとつに、病気や障害のある子、虐待を受けた子、外国にルーツをもつ子など、様々な事情や背景をもつ子どもの受け入れがあります。近年では民間保育園での受け入れも増えているとはいえ、例えば2016年度の障害のある子の受け入れ率は民間園4.7%、公立園18.0%で、依然として開きがあるのが実情です（『京都新聞』2017.5.13）。

「誰も取り残さない保育」をめざしてきた公立保育所の役割や期待、民営化への思いなどを、重度障害児の保護者の方に伺いました。

市営保育所の障害児保育への思い

見学も断られて…

2017年に聚楽保育所を卒所した私の長女は、福山型先天性筋ジストロフィーという難病です。進行性の病気なので、長女にとっては幼少期が青春そのものです。そのため、できるだけたくさん同世代のお友達と関わり合うことができるようにと、幼稚園や保育園への入園を考えました。

ところが、重度の障害で歩くことができないため、園に見学の申し込みなどの問い合わせをしても、全て電話で断られるという苦い経験をしました。バリアフリーではない、障害児保育の経験が無いなどがその理由です。

結局、見学や体験入所までたどり着けたのは市営保育所だけでした。

市営保育所での障害児保育

障害児の受け入れは、市営保育所の大切な役割の一つと感じています。これまで、聚楽保育所には様々な病気や障害のある子どもたちがいました。ベテランの先生方も多く、聚楽っ子の保護者は安心して預けられ、助けてもらい、相談してきました。移管となれば、その慣れ親しんだ頼もしい先生方ともサヨナラです。

長女が通っていた療育施設の運営が民間に委託された時は、先生が一年目の新人さんや新規採用された方ばかりになってしまい、それ以前との落差にとても困惑しました。聚楽保育所の民営化でも、新しい園の運営方針と合わなかったら…障害児保育の経験の無い保育士さんばかりだったら…というのは余計な心配でしょうか？

また、聚楽保育所では先生方の適切な関わり方に支えられて、他の子どもたちも、障害のある子とごく当たり前に関わりをもち、助け合いながら「いろいろな子がいる」ことを自然に学び取ってくれていました。

そんななかで、長女もびっくりするぐらい成長することが出来ました。これは療育施設に通うだけでは得られなかった経験だと思います。

民営化で障害児の受け入れが減ってしまうと、子どもたちが小学校に入る前に「いろいろな子がい

る」ことを日常的に実感する機会も失われてしまうのではないのでしょうか。

選定委員の心ない言葉に傷つく

2016年に聚楽保育所の移管先が募集された時、移管先を選定する京都市の委員会で障害児の保護者として意見を述べる機会がありました。その時、ある委員の方が「私の子どもも障害があるけど、保育士さんの熱意で歩けるようになった」とか「民間保育園でも保育士さんの熱意があれば入園できる」といった発言をされて、他の委員の方々もそれを否定しないまま議論が進んでしまい、とても悔しい思いをしました。

もちろん現場の保育士さんの熱意は否定しません。でも進行性の病気が「熱意」で歩けるようになることはありません。保育園の見学にすら行けない障害児やその保護者の実情を踏まえて、障害児保育のノウハウやそれが可能な体制をきちんと引き継いでほしいという意見を述べたのに、保育士さんの「熱意」の有無にすり替えられたことは今でも納得できません。

正直言って「こんな人たちに大切な市営保育所の移管先を決めてほしくない！」と強く思いました。

移管への思い

民間の保育園でも、少数ですが障害児保育について先進的・専門的な取り組みをされている園もあります。でも、民営化でどんな園が聚楽保育所の移管先になるか分からないし、移管先を決める委員会では実情を無視した雑な議論しかされません。だから、私の本音は「こんなことなら民営化しないで！」です。

移管が避けられないなら、コストカット重視ではなく、公立保育所が担ってきた役割をしっかりと引き継いでもらいたいです。安心や安全を守りながら「聚楽保育所らしさ」を保育所と保護者が一緒に考えていけるような、そんな移管は本当に望めるのでしょうか…

2019年度さくらんぼ組保護者



緊急企画

市営保育所の民営化で、 じゅらく保育所はどうなるの?!

～みんなで知りたい、考えたい、民間移管のこと～

2021年度からじゅらく保育所が民営化（民間移管）されるにあたって、本年度は移管先となる法人等の選定が行われる予定です。

民間移管されることは知っているけど、きちんと説明は受けていないし、保育所がこれからどうなるのか不安という方も多いのではないのでしょうか。

そもそも民営化（民間移管）って何をするの？ 民間移管で、保育所はどう変わるの？ 子どもたちにどんな影響があるの？ わたしたちは民間移管にどう備えたら良いの？

お仕事に育児に、毎日大変ですが、ちょっと立ち止まって、民間移管のことを一緒に考えてみませんか。

日時：5/17（金）夜7時～

場所：じゅらく保育所（ホール）

お話：藤井 豊さん

（ 弁護士、保育を考える全国弁護士ネットワーク共同代表。
京都市内の民間保育園の保護者で、三児のお父さんです。 ）

じゅらく保育所の民間移管について、保護者が知っておきたいことなどを、保育や民間移管問題に詳しい弁護士の藤井 豊さんよりお話いただきます。

藤井さんを囲んで、皆さんの疑問やご意見についても話し合いたいと思います。

難しくない、気楽な勉強会です。お子さんも一緒に、お気軽にご参加ください！

主催：聚楽保育所保護者会・民間移管対策委員会

お問い合わせ：juraku_ikantaisaku@outlook.jp



緊急企画

市営保育所の民営化で、 じゅらく保育所はどうなるの?!

～みんなで知りたい、考えたい、民間移管のこと～

いたーんず!

2021年度からじゅらく保育所が民営化（民間移管）されるにあたって、本年度は移管先となる法人等の選定が行われる予定です。

民間移管されることは知っているけど、きちんと説明は受けていないし、保育所がこれからどうなるのか不安という方も多いのではないのでしょうか。

そもそも民営化（民間移管）って何をするの？ 民間移管で保育所はどう変わるの？ 子どもたちにどんな影響があるの？ わたしたちは民間移管にどう備えたら良いの？

お仕事に育児に、毎日大変ですが、ちょっと立ち止まって、民間移管のことを一緒に考えてみませんか。

日時：6/14（金）夜7時～

場所：じゅらく保育所（ホール）

お話：藤井 豊さん

（ 弁護士、保育を考える全国弁護士ネットワーク共同代表。
京都市内の民間保育園の保護者で、三児のお父さんです。 ）

じゅらく保育所の民間移管について、保護者が知っておきたいことなどを、保育や民間移管問題に詳しい弁護士の藤井 豊さんよりお話いただきます。藤井さんを囲んで、皆さんの疑問やご意見についても話し合いたいと思います。

難しい、気楽な勉強会です。お気軽にご参加ください！

※ ロタウイルスの流行で延期になっていた企画です。

※ お子さんとご一緒にお越しいただいても大丈夫です！



主催：聚楽保育所保護者会・民間移管対策委員会

お問い合わせ：juraku_ikantaisaku@outlook.jp

裏面もお読みください！



ご質問・ご意見、大募集！

じゅらく保育所の民営化（民間移管）、わからないことだらけですよ。

でも大丈夫。今回、講師をお願いしている藤井 豊さんより、「わからなくて当然なんです。できるだけご質問にお答えしようと思いますので、知りたいこと、気になること、不安なこと、何でもお聞かせください」というありがたいご連絡をいただきました。

そこで、事前にじゅらく保育所の民営化（民間移管）について、皆さんのご質問やご意見を大募集したいと思います！

気になっているあんなことやこんなこと、もちろんご質問でなくても、民営化（民間移管）への期待や不安などなど、何でも結構です。

「ききたいこと、言いたいことはたくさんあるけど、当日は都合が悪くて参加できなくて…」という方のご質問・ご意見も、きちんと藤井さんにお伝えします。

ご質問・ご意見等をご自由にお書きください。

ご質問・ご意見は、各クラスの民間移管対策委員にお渡しいただくか、職員室前に置かれている保護者会のご意見箱に投函してください（無記名でも結構です）。

メールでも受け付けていますので、お気軽にお寄せください！

民間移管対策委員会 E-mail: juraku_ikantaisaku@outlook.jp



緊急企画

市営保育所の民営化でじゅらく保育所はどうなるの?!

～みんなで知りたい、考えたい、民間移管のこと～

開催報告

2019/06/22

民間移管対策委員長

はじめに...

6月14日(金)、聚楽保育所の民営化(民間移管)についての勉強会を開催し、移管の現状や問題点を共有しました。講師の藤井豊先生とご参加いただいた保護者の皆さん、本当にありがとうございました。

今回の勉強会では、今から私たち保護者にできることがあるということも明らかにすることができたと思います。藤井先生からは、移管の条件を決める「募集要項(案)」に、保護者の意見や要望を反映させることは特に大切だということが強調されました。そのための要望案作りや意見収集に向けて、今後も保護者の皆さんにご協力をお願いしたいと思います。

今後のスケジュール(予定)

6月28日(金): 第1回選定部会 募集要項(案)の検討

- ・京都市から聚楽保育所の募集要項(案)が提示されます。これを元に保護者が必要とする条件を考えます。

7月 4日(木): 藤井豊さん(弁護士)による募集要項(案)の解説

- ・提案された募集要項(案)は、専門的に読み込む必要があります。このままだと説明会で質問するのも大変なので、解説をお願いする予定です。

7月 8日(月): 聚楽保育所での保護者説明会

- ・基本的には募集要項(案)を読み上げるような内容だそうです。ここで京都市の考えをきちんと捉えて、保護者からの案を作ることが大事です。

7月26日(金): 第2回選定部会 保護者との意見交換

- ・一番の山場です。保護者からの案を提示し、意見を伝えられます。

8月 5日(月): 第3回選定部会 募集要項(案)の検討

- ・保護者の案を受けて修正された内容を検討します。きちんと意見が反映されたか注視しましょう。

8月19日(月): 第4回選定部会 募集要項(案)の検討

- ・最終的な案が検討され、その内容に沿った募集が行われます。
- ・募集に際しては、確定した募集要項とは別に、保護者からの意見も公表されるので、その意見書を作成する必要もあります。

ここから先の選定は非公開...
保護者は関われません

はじめに・・・

聚楽保育所の民間移管に向けて勉強会を開き、移管の現状や問題点を共有しました。講師の藤井先生と参加いただいた保護者の皆様、本当にありがとうございました。

今回の勉強会を受けて、保護者の皆様には、今から私たち保護者にできることがあるということをご一緒に認識いただきたいと思います。それは、移管の条件を決める「募集要項（案）」に、保護者からの要望を反映させることです。そのための要望案作りや意見収集のために、今後も保護者の皆様にはご協力をお願いすることになります。

今後のスケジュール

6月28日：第1回選定部会 募集要項（案）の検討

- 京都市から聚楽保育所の募集要項（案）が提示されます。これを元に保護者が必要とする条件を考えます。

7月第1週：藤井さんによる募集要項（案）の解説

- 提案された募集要項（案）は、専門的に読み込む必要があります。このままだと説明会で質問するのが大変なので、解説をお願いする予定です。

7月 8日：聚楽保育所での保護者説明会

- 基本的には読み上げるような内容だそうです。ここで京都市の考えをきちんと捉えて、保護者会からの案を作るのが大事です。

★★ 7月26日：第2回選定部会 保護者との意見交換 ★★

- 一番の山場です。保護者会からの案を提示し、意見を伝えられます。

8月 5日：第3回選定部会 募集要項（案）の検討

- 保護者の案を受けて修正された内容を検討します。きちんと意見が反映されたか注視しましょう。

8月19日：第4回選定部会 募集要項（案）の検討

- 最終的な案が検討され、その内容に沿った募集が行われます。
- 募集に際しては、確定した募集要項とは別に、保護者の意見を公表してもらえるので、その意見書を作成する必要もあります。

日時：2019/06/14（金）19:00 ～ 21:00 場所：聚楽保育所 ホール 参加者：保護者 13 名

講師：藤井 豊さん

保育を考える全国弁護士ネットワークの共同代表をされていて、京都市内の保育所民営化問題にも関わっておられます。また、藤井さん自身も京都市内の民間保育園の保護者であり、今年度は京都市保育園保護者会連合協議会の副会長もされています。

勉強会の内容をまとめました。藤井さんの勉強会資料と合わせて読んでいただけると幸いです。

1. 市営と民間って何が違うの？

保育所での保育については、市町村が実施義務(児童福祉法 24 条第 1 項)を負っています。ですので、民間保育園での保育は京都市本来行うべき保育を委託しているという仕組みです。保育所の申し込み先や保育料の納付先が京都市になっていることから実感いただけると思います。委託なので本来は同様の保育をしてほしいのですが、実際は市営と民間で違います。

	市営保育所	民間保育園
関係者	保護者 ⇄ 京都市 ・ 全てに市が関与	保護者 ⇄ 法人 (⇄ 京都市) ・ 基本は民間の法人任せ
保育の方針	・ 京大教授 鯨岡 先生監修の 発達心理学を踏まえた保育 ・ 子どもと保護者の 人権に配慮	・ 園によって様々 ・ 余ほどのことがないと 京都市は指導しない ・ 理事長・園長の意向が強く 反映される場合もある ^{*1}
現場の保育士	・ 保育士資格 + 公務員 ⇒ 公務員試験を突破 できる方々	・ 保育士資格のみ ・ 派遣の方でも OK
保育士の労働環境	・ 公務員なので安定・良好 ・ 平均勤続年数 約 16 年	・ 園によって様々 ・ 平均勤続年数 短いと 5 年程度 ^{*2}
保育士の数の余裕	・ 公務員なので 募集人数を 確保しやすい	・ 人手不足が深刻 ^{*3} ・ 有効求人倍率 2.35 倍(2017 年) ⇒ きちんとした選考ができない 派遣会社からの保育士も
加配への対応	・ 市が 直接人を追加配置	・ 委託金の増額のみで、 人は法人が用意する必要あり ^{*4}

*1 理事長・園長の意向の反映

- 個人の独善的な発想で保育に介入される園もあります。
 - 認可保育園「せいしん幼児園」では、職員は毎朝出勤すると一人ひとり順番に 1 階の応接室に入り、床に正座するなどして園長にあいさつさせられていた。
- 家族的経営による弊害が出たところもあります。

- 八尾市さくら保育園の園長息子が複数の園児に対してわいせつ行為を行い逮捕。園長が息子をかばう対応をするため、保育士が離反して休園に（ひどい）

*2 民間の保育士の平均勤続年数が短い（短いところで平均勤続年数 約 5 年）

- 保育を一通り体験するだけでも 6 年かかり、きちんとした経験を考えると各クラス 2 年ずつ保育に関わると考えると 12 年が必要になります。保育の経験を積むにはどうしても時間がかかりますので、勤続年数が短い民間の法人では、保育士さんの熱意だけでカバーできない問題が生じる可能性があります。

*3 民間の保育士で人手不足が深刻

- 保育士会で実施したアンケートでも「普段の業務の負担が大きい」「配慮が必要な子どもがいるのに十分な配慮が行えない」の声が上がっています。
- 近年では、保育士さんの過剰な負担が問題視されており、人手不足の解消や待遇改善が社会問題として認識されています。このような社会情勢の中で、民間の保育園への負担を増やす民間移管の政策は時代に逆行しています。

*4 加配のための人を法人で確保する必要がある

- 児童の状況に合わせて担任を増やす加配の制度は、児童の成長のために必須ですが、民間の法人では、市から補助金が出るものの人を確保する必要があります。昨今、人手不足が深刻で加配の先生を確保することが難しいです。そこで、障害のある児童に転園を暗に勧めたり、加配制度を使わなかったりする法人もいるそうです（保護者のお知り合いの中にも転園を勧められた方がいたとの話も）。どちらも子どもに皺寄せがいくあり得ない判断です。特に、発達障害は 3 歳あたりで初めて判断がつく障害であり、その子に合わせたケアをすることが大切にもかかわらず、その児童を排除したり、そのための加配を法人の判断で取り下げたりしてしまうのはあんまりです。

2. そもそもなぜ民営化？

京都市，法人，保護者で考えていることがバラバラです。

- 京都市：市営を減らして公務員の保育士を減らしたい
 - 10 年以上前に始まった「官から民へ」を引きずっているだけ
 - 移管が進んだ中でも、加配対応などで必要とされる市の保育士の数は変わらなかった
 - 障害児保育，虐待対応など市営保育所の機能低下は近年懸念が広がっている
 - 保育士の待遇改善に逆行
- 法人：複数園を運営して経営安定化
 - 開園間もない法人が勢いで移管に手を挙げるケース（崇仁保育所の移管）
 - 自分たちの保育の拡大（今までの保育を引き継ぐことは目的でも義理でもない）
 - ⇒ 今までの保育から確実に変わってしまう！
- 保護者：今まで通りの保育が続くという淡い期待
 - 移管先の選定後に法人と保護者で揉めることも

3. 民営化の中で起こること

民間移管において、子どもにも保護者にも大きな負担になります。また、直近の民営化でも様々な問題がありました。

1. 直近の民営化の状況

- 修学院保育所（社会福祉法人岩屋福祉会）
 - 移管後の保育士確保に難航。新卒採用市場の変化。
 - 理事長が「自分の保育」を強く前面に出してきた。
 - ⇒ プールを取り壊し、そこに建てたホールで理事長オリジナルソングを合唱？
 - 崇仁保育所（社会福祉法人錦会）
 - 保育園運営2年目、平均勤続年数5年、産休明け保育経験なしという法人
 - 新規採用だけで人材を確保する予定だが、人員と質を確保できるか不安
 - 山ノ本保育所（社会福祉法人大原野児童福祉会）
 - 移管後に突然縦割り保育に改編され混乱。子どもも保護者も大変だった。
 - 保護者への相談もあまりなく、園主導の保育を最初から実践された。
 - 平均勤続年数7年で経験の浅い保育士が多いと思われる。
2. 在園時から見た民営化
- 本来、成長に使うはずのエネルギーが環境の変化への適応に無駄遣いされてしまう。
3. 保護者から見た民営化
- どの園でも対立が起きやすい。不安な気持ちをお互いにぶつけてしまうことも。
 - 移管後に新しく入った保育者との意見の食い違いが生じることもある。
4. 今後のスケジュールと検討事項
- 最初のページに具体的なスケジュールを記載しましたが、非常にハイペースで進みますので、注意する必要があります。
1. 今後の選定部会の流れ（1ページ参照）
- 過去の民間移管の募集要項（修学院、崇仁）がベースになると思われるが、聚楽は児童館と一体運営なので、予想できないところもある。
 - 行政文書なので難解 ⇒ 藤井さんに解説いただく。しっかり議論するメンバーが必要。
 - 募集要項に保護者の意見・要望を反映させるのが非常に大事
 - 崇仁の募集要項に「運営経験5年以上」を加えられれば、運営経験2年の今の法人は応募しなかった。
2. 良い法人は期待できるのか？
- 良い法人ほど慎重。修学院の移管の際に保護者から相談された法人が断った例も。
 - 拡大路線の法人ほど手を挙げやすいが、保育の質が不安。
 - **民営化で子どものために意見を言うのは保護者だけです。**

5. 質疑応答・意見交換

1. 重要事項説明で移管の説明を受けているが、その上で移管の内容に意見するのは筋違い？
 - 移管することへの同意と、移管の内容に同意をすることは別のこと。重要事項説明での同意は、どんな移管でも納得するという趣旨のものではない。
 - 具体的な移管の内容に対して意見を言うのは当然の権利。
2. 移管に意見・反対する活動をするすると移管後に保護者活動を制限されたり、子どもが不利な扱いを受けたりすることが心配。場合によっては保育所が閉鎖されたり、訴えられたりという不安もある。京都市以外の民間移管でこのようなことがあった？
 - まず、あり得ない。保育所の閉鎖は京都市の保育実施義務があるため不可能で、待機児童問題から考えても無理。民営化されなければ市営のまま残る。実際、船岡乳児院は民間移管に手が上がらず、市営のまま存続している。
 - 保護者の活動で子どもが不当な扱いを受けることもない。行政にそんな権限はない。
 - 反対したことを理由に移管後に保護者会活動を制限するということはない。基本的には、以前の保育所の仕組みを引き継ぐ。むしろ、移管に関わるいざこざで保護者が疲弊する心配が大きい。
 - 移管後は三者協議会が開催されるため、保護者の意見をまとめる保護者会は必須。
 - 移管前の反対運動で、移管後に現場の保育士が態度を変えようとは考えにくい。むしろ、保護者会がしっかり活動できないと、園の意向で保育の内容が決まり、不安を抱えるケースがある。しっかりした保護者会で不安を共有するほうが望ましい。
 - 保護者の活動で、市や法人が保護者を訴えることは、刑法に触れるようなことでもしない限りまずない。
3. 今までの聚楽保育所の民間移管に関する活動は法的に問題があった？
 - 民間園への要請文書の送付は問題ない。
 - これまでの経緯を理解したうえで、根拠のある意見が出せるコアメンバーが必要。
 - 募集要項（案）は行政文書で、突き詰めるような質問や提案をしないと保護者の意見を反映させられない。
4. そもそも、なんで聚楽保育所が民間移管の対象になったの？どういう選択基準？
 - 行政区に1か所ずつ市営保育所を保育支援の拠点として残して、他のところは民営化するのが最初の説明。中京区では壬生保育所を残すため聚楽保育所は移管対象とされた。
 - ただ、右京区の市営保育所は京北にしかなく、大半の右京区民向けの保育の拠点事業は壬生保育所が担っている。そんな状態で、聚楽保育所が民間移管されると中京区の保育の拠点はなくなる可能性がある。
 - 実際に南区では崇仁保育所が民間に移管されたことで拠点事業ができなくなり、他の行政区での保育支援に頼る必要が出てきており、最初の説明から矛盾している。
 - 京都市の民間移管を担当する村上課長から「民間移管は、その場の判断でやっている」との発言があり、計画性が崩れているのは明確。
5. 移管に興味があるとした4法人はどこかわかる？
 - わからない。保護者の情報公開請求によって4法人が関心を持っていることが判明。
 - 強い関心を持っているのは1法人のみで、京都市がすでに目星をつけていると予想。

- 今回の選定部会で作られた募集要項に基づいて移管の募集が行われたときに、今回手を挙げていない法人が応募してくることもありうる。
6. 移管の手続きではどんなことが起こる？
- 保護者の意見聴取の時にだけ保護者の意見を聞いてもらえる。
 - 意見聴取であり、その後の議論に参加できるわけではないので、誤解のない内容にすることも大切（ただし、追加で文書意見を出すことは可能）。
 - 最初に出てきた案から、意見聴取時に案が変更される場合がある。崇仁の移管の際に、保護者向け説明会のあとに中身が激変して問題視したものの、変更後の文書を配っただけで意見交換会が行われ、そのまま乱暴にでも進んでしまう。
7. 移管後の引継ぎはどのようなもの？
- 基本的には、移管前の1年で引き継ぎ、移管後1年目に市営の時の一部の先生が残る。
 - しかし移管前の1年間、移管後の1年をフルに使ってしっかり引き継ぐわけではない。
 - 修学院の移管での実例：園長予定者で4～12月は週1日、1～3月は週2.5日
主任予定者で4～8月は週1日、9～3月は週5日、幼児の担任予定者は6～8は週1日、9～12月は週2.5日、1～3月は週5日
⇒ 本格的には3か月間（3か月間での移管は不足という司法判断が出ている）
 - 移管後は、市営の時の先生が6人残ることになっているが頻度は保証されない。
⇒ 京都市は、必要な時だけで訪問の回数を減らすと明記
 - 移管後1年、先生は残るものの里心が付かないよう保育に積極的に関わらない方針。
⇒ 丁寧な移管を実現させるには、募集要項（案）に引継ぎの内容を明記するしかない
8. 移管された後に聚楽保育所で働いていた先生方はどうなるの？
- 他の市営保育所で保育士として働くか、現場を離れて公務員として働くことになる。
 - 市営保育所に障害がある児童が集まる傾向があり、加配の保育士が必要なため、全体では公務員の保育士の人数はあまり変わっていない。
9. もし、移管されなかった場合に建物はどうなるの？
- 京都市が児童館と合わせて建て替えると思われる。
 - 楽只保育所は市営だけれど、移転建て替えを京都市の責任・負担で実施。聚楽保育所の移管の理由がコストカットなのに矛盾している。
10. 募集要項（案）で提案したい内容（参加者からの意見）
- 根拠を示して提案すると受け入れられる可能性が上がります。こちらから提案することしかできないため、誤解されないように明確な提案にするのが好ましいです。
- 実務経験を求めたい。同じ経験年数でも常勤と非常勤・派遣で経験値は違うし、資格を保有するだけで保育にかかわっていない場合もある。
 - 経験年数だけを基準に保育士を選ばず、例えば0歳時クラスには必ず0歳児保育の経験がある人を配置してもらいたい。
 - 応募された保育所を点数で評価する仕組みだが、その評価基準を明確化してほしい。

以上となります。